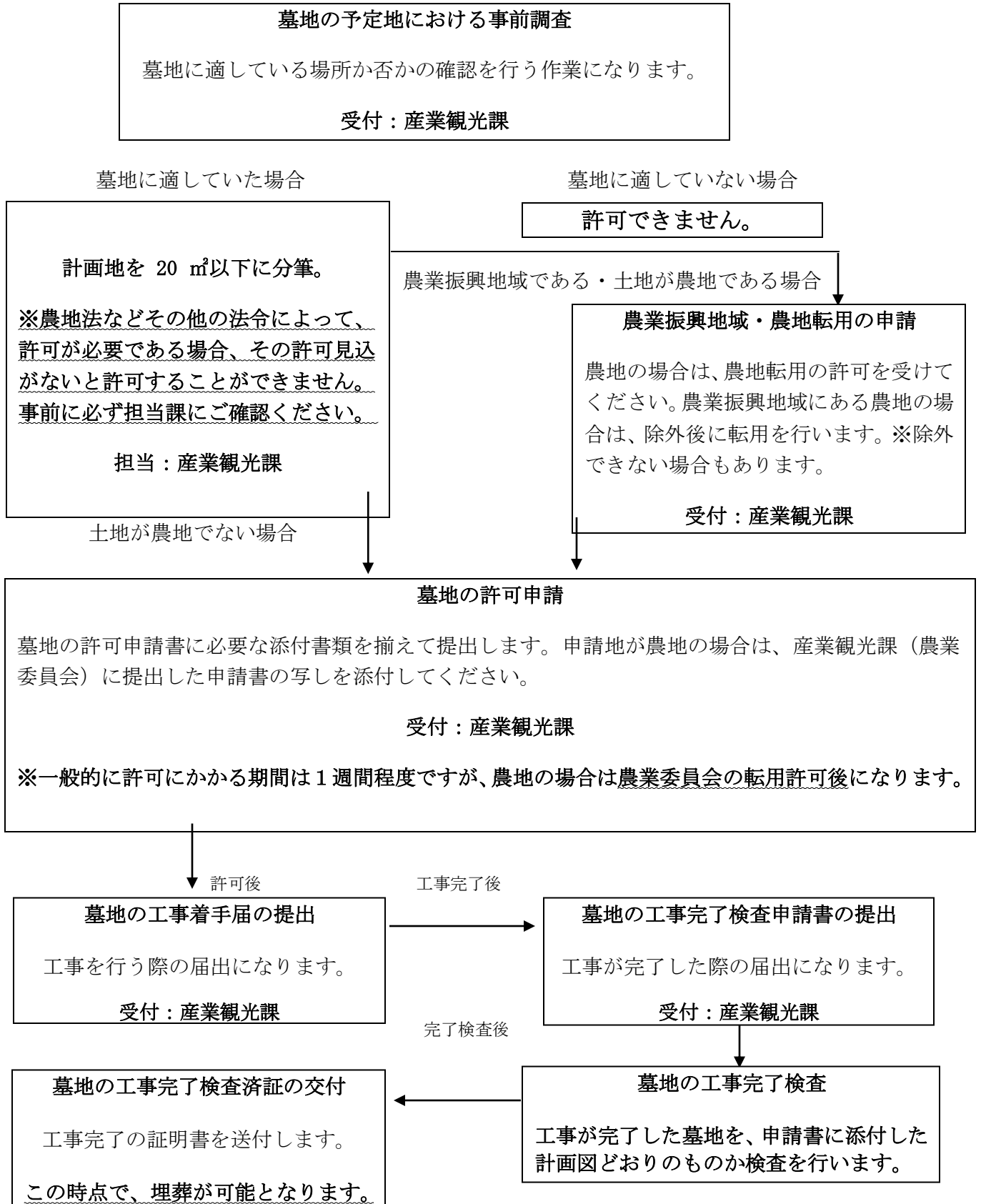


墓地の経営許可申請の流れ（個人墓地用）



① 事前調査の実施

・計画地の確認作業を行います。下記の条件に一致しない場合は、許可ができません。必ず事前調査を産業観光課へ依頼してください。

※事前調査を行わない段階で、費用を要して申請を行い、許可できないような結果（設置条件不適合）になった場合は、村は一切責任を負いません。必ず事前調査を依頼してください。

次に、以下の条件（②③）・新設する理由（④）にあてはまっているかご確認ください。

②個人墓地の設置条件

・20㎡以下の小規模な墓地であること

※許可申請書には20㎡以下に分筆された登記簿（全部事項証明）を添付する。

③墓地の適地条件

- ・近隣（約100メートル以内）に墳墓が点在していること
- ・災害等が懸念される急傾斜地などの場所ではないこと
- ・計画地より100メートル以内の民家に同意を得られること

※計画地の境界の各頂点から100メートルの位置に、民家の敷地が接しているものすべてが対象です。

④墓地を新設する理由

- ・分家であるなどの理由で自己の所有する墓地がない
- ・所有する墓地が狭く、自己又は親族のために隣接して設置する
- ・災害、公共事業によりやむなく移転をする。

※この場合は、移転前の面積分を許可することができます。

墓地に適しているが、農業振興地域や農地だった場合は以下の手続き⑤を行ってください。

⑤農地での申請

- ・農地である場合は、産業観光課（農業委員会）に農地転用許可を申請すること
- ・農業振興地域に指定されている場合は、産業観光課（農業委員会）に除外申請を行うこと

その他必要事項

⑥自己以外の所有する土地を使用する場合

- ・必ず土地使用承諾書を添付すること

ここまでの手続きが完了しましたら、許可申請を行っていただき以下の流れになります。

⑦許可後の手続きについて

- ・墓地の工事の着手・完了届が提出され、工事完了検査終了後に工事完了検査済証が交付され埋葬可能となります。

墓地経営許可申請書添付書類チェックシート

墓地経営許可申請書に必要な書類は下記のとおりです。

書類が確認できれば□にチェックをしてください。

墓地経営許可申請書

※印鑑の押印、記入欄の記載漏れがないか、墓地を経営しようとする理由が適切であるか。
【前頁の「④墓地を新設する理由」を参照】。

位置図

※申請書の備考としては、1/10,000 となっていますが、住宅地図程度のもので可能です。

周囲100m以内の区域の状況図（次ページ例、参照）

※状況図は同意取得義務範囲の特定に使用するものでもあり、公簿書類での提出が望ましい為、1/2,500~1/1,000 のA3判の地籍図〈公共機関の発行したもので、地番と所有者、面積が確認できるもの。住宅地図は距離の正確さが不十分であると思われる為、不可とする。〉を添付し、分筆後の土地の境界の各頂点から、100mの距離を示す円を記載すること。

墓地の区域図（地籍図及び地籍測量図）

※地籍図は、分筆後の情報が反映されたものを添付すること。

※完了検査は実測図を元に行う為、分筆登記時に使用した地籍測量図を添付すること。

墓地の登記簿の謄本

※原則原本を添付し、農業委員会等村役場内の部署への提出を兼ねており、原本の確認が可能である場合又は、写しで可能とする。

構造設備を明らかにした図面

※墓石販売店が作成したものや、手書きでの配置図で可。縦横の距離などを明示すること。

その他の書類

周囲100mの住居居住者の同意書（※同意取得範囲は、墓地の区画のそれぞれの頂点から100mの位置に敷地がある民家で、空き家は除く。）

土地使用承諾書（※土地の所有名義が異なる場合）

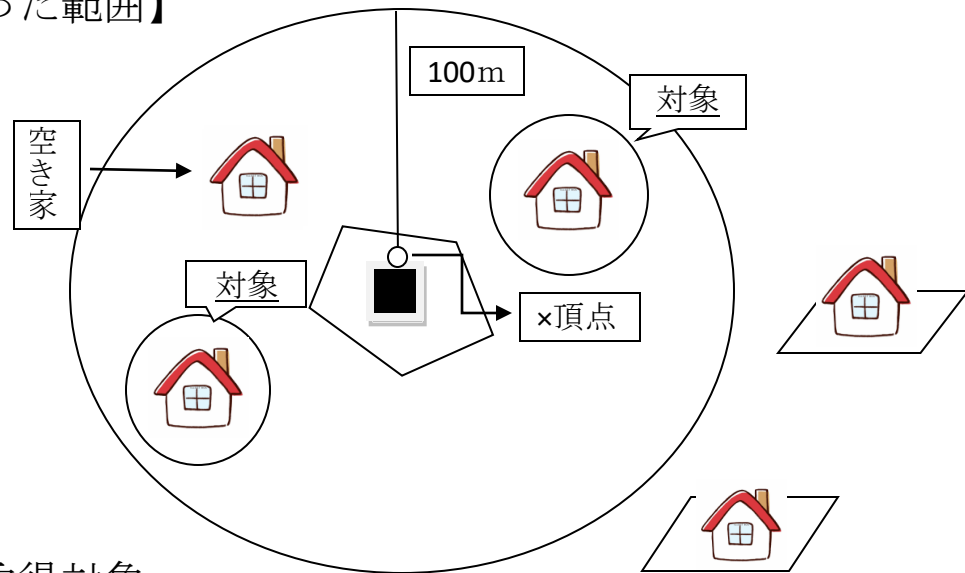
公共事業による移転の場合、それを証明できる書類（収用証明書等）

○必ずお読みになっていただき、不明な点があればお問い合わせください。

同意書の取得範囲について

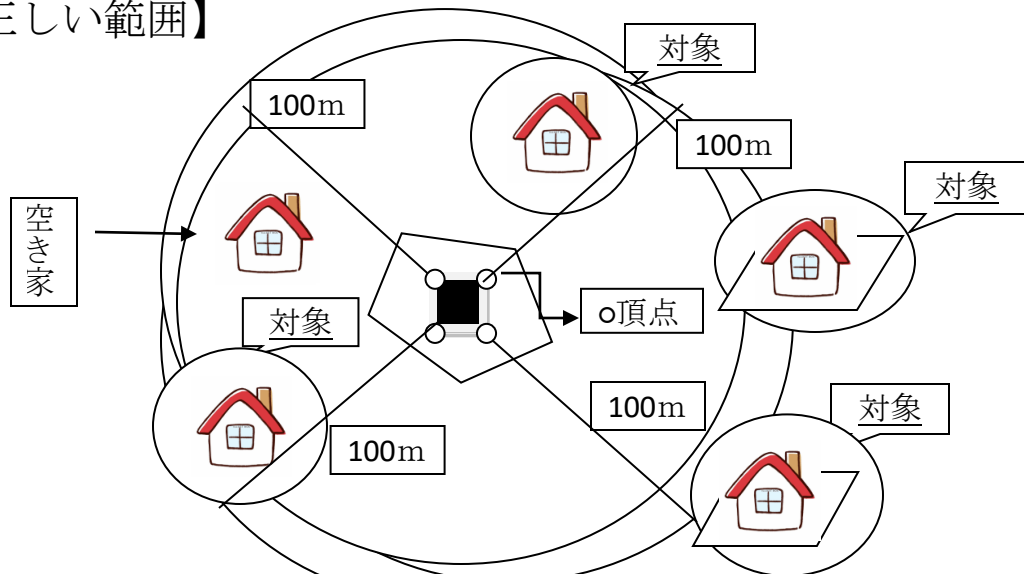
同意の取得の範囲は、分筆後の筆の頂点から 100mの範囲を取得して下さい。家屋が100mの位置にあるかどうかではなく、民家の敷地が接しているものすべてが同意の対象です。空き家など居住されていない居宅は、対象から除外します。(■は分筆後の土地)

例 【謝った範囲】



○同意取得対象

例 【正しい範囲】



○同意取得対象